令和8年4月1日から

ごく小規模な危険木・支障木の伐採は、伐採造林届出書の提出が不要になります。

【例えばこんな立木の伐採が該当します】

① もし倒れてきたら、住宅を壊したり、道路を塞いだり、歩いている人に当たってしまうおそれのある立木。

② 立木が大きくなりすぎて、電線に接触しそうだったり、田畑の作物の成長を妨げている立木

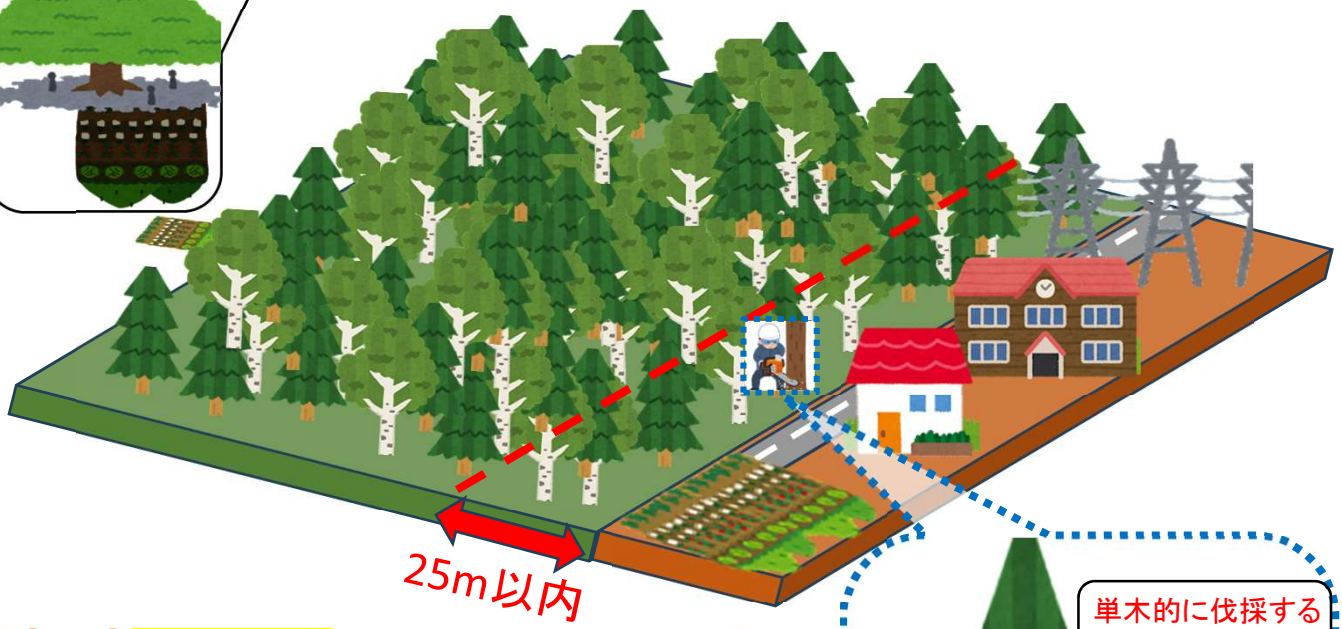

【①～④全てに該当する立木の伐採が対象】

① 道路や住宅などに、直接的に危険・支障となる立木で、

② 自ら所有する立木、又は、所有者から伐採の同意を得た立木で、

③ 道路や住宅などから、25ｍの範囲内にある立木で、

④ 一箇所※の伐採面積が、50㎡未満（例：7ｍ×7ｍ）、又は、10本未満の場合。

※一箇所の考え方は裏面

条件に該当するかわからない場合には、必ず鴨川市農林水産課（04-7093-7834）へご相談下さい！

※　該当しないで伐採した場合、「無届伐採」として、**１００万円以下の罰金刑が科される場合**があります。

注意して欲しいこと

- 危険・支障木であっても、一箇所の伐採面積が50㎡以上となる場合は届出書の提出が必要です。
- 判断に迷う場合は、必ず市農林水産課に相談しましょう。
- 必ず立木の所有者から同意を得たうえで伐採しましょう。

※同意なく伐採すると、**器物損壊罪**に問われたり、**損害賠償が必要**となる場合があります。

【一箇所って？？】

① 伐採箇所と伐採箇所との間の距離が20m未満の場合は、一箇所の伐採とみなします。⇒届出書の提出が必要です。

② 伐採後1年以内に伐採箇所から20m未満の範囲を伐採する場合は、一箇所の伐採とみなします。⇒追加の伐採箇所について届出書の提出が必要です。

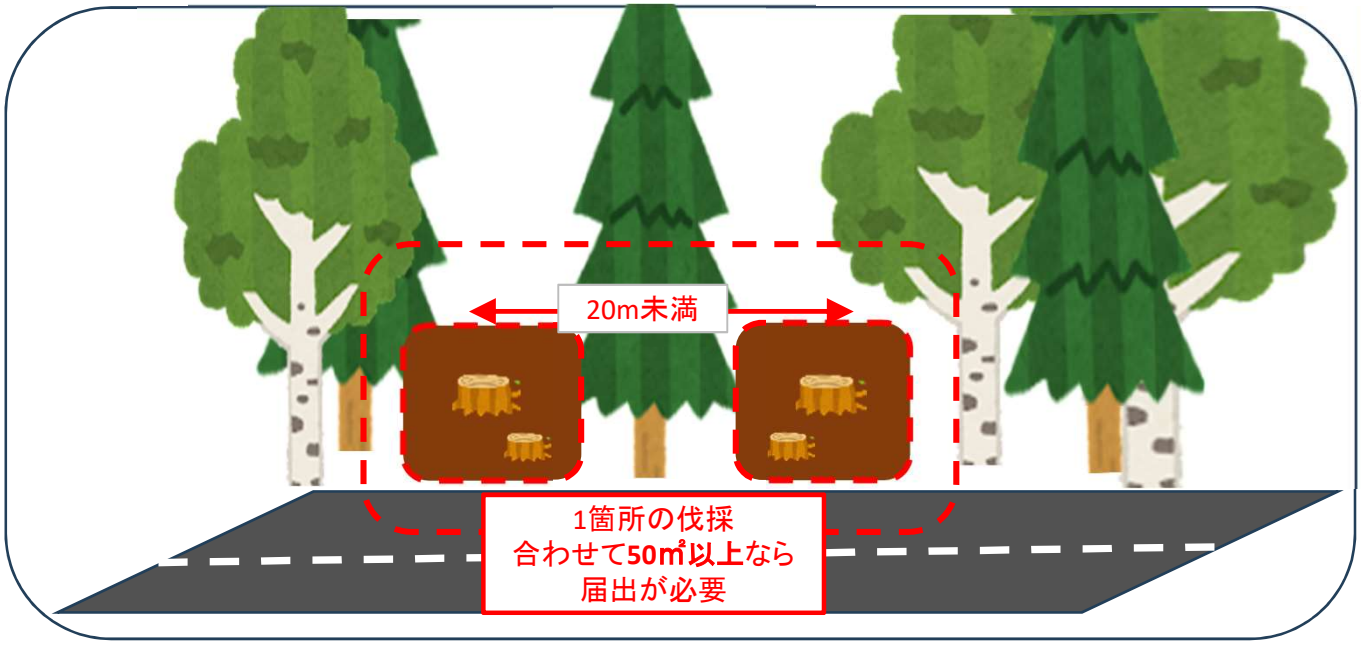

トラブル防止のために

危険木等を伐採する前に、スマートフォンなどで撮影しておくと、届出の要否に関するトラブル防止に繋がります。

〔撮影のポイント〕

- 危険木等と対象施設との位置関係がわかる写真
- 伐採する前と、伐採した後を撮影した写真

伐採造林
届出制度の
ウェブサイト